

令和8年度概算要求額 2億円（一）【令和6年度補正創設】

### 事業の目的

- 入院患者への家族による付添いについては、診療報酬に係る規則（厚生労働省令）において、小児患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えないこととされている。
- また、こども家庭庁が実施した実態調査においても、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されているが、こどもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、こどもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進することを目的とする。

### 事業の概要

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費を補助する。

#### （1）環境改善のための修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

#### （2）環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族が入院の付添いができない場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

### 実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】 （1）1医療機関あたり 7,560千円

（2）医療機関の小児患者に係る1床あたり 20千円

※ただし、1つの医療機関において本事業の補助対象となるのは、一定の期間（10年）につき1回とする。

# 【参考】 事業の実施例（こども家庭庁R7概算要求資料）

## 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業

令和7年度概算要求額：1.9億円（一億円）

### □ 入院中のこどもの家族の付添いに関する「現状」と「課題」

こども家庭庁が実施した調査によると、こどもが入院した場合に家族が付添いを行っている状況（※1）が確認されているが、付添いをする家族の十分な休息が確保されていない等の課題（※2）が指摘されている。

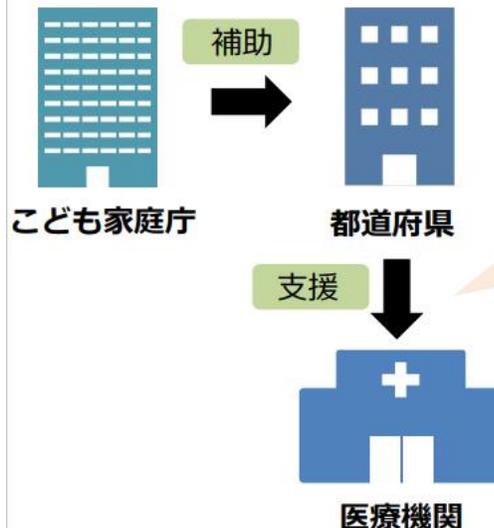
※1...小児の入院が決定した際、こどもの病状等を勘案した上で基本的に付添いをお願いしていた医療機関は約4割であった。

※2...NPO法人の調査において、入院患者の家族への十分な付き添いの説明がないことや、付添い者に十分な休息等が確保されていないこと等の課題が示されている。

### □ 支援の内容

入院中のこどもの家族の環境改善のため、医療機関が行う以下の取組の経費を補助。

- ① こどもの付添いをする家族が休息できるスペース設置など、施設内の修繕を実施
- ② こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、寝具等を購入する。また、家族が付添いできない場合に、家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。



医療機関に対して、以下の取組の経費を補助

#### ①修繕費

家族が休息できるスペース設置など施設内を修繕

（補助単価）1施設あたり 7,500千円



#### ②物品等の購入費

家族が利用する簡易ベッド等やオンラインで話すタブレット端末等を購入

（補助単価）小児患者1床あたり 20千円



2

※補助単価はR7基準